

(その1)

# 収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな) (りっけんみんしゅとうちばけんだいろっくそうしゅ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第6区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階
- 3 代表者の氏名 生方 幸夫
- 4 会計責任者の氏名 福島 靖男

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先  
(担当者) 山田達郎  
(電話) 047-330-2500

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>( 現職 ・ 候補者等 )</u>
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 <u>生方幸夫</u>
公職の種類 <u>衆議院議員</u> ( 現職 ・ <u>候補者等</u> )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

194480  
4/4

解 後 態 資 全 領 N  
解 後 態 資 全 領 N 過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
K			S		

※ 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※ 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。



# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	22	572	272	272
① (前年からの繰越額) .....	6	247	246	246
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	16	325	026	026
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	18	507	806	806
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) .....	4	064	466	466

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 A .....	784	000	000	000
員 数 .....			334	人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附			20	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]			0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附			0	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附			0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			20	000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]			0	0	
イ 政党匿名寄附			0	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)			20	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
立憲民主党千葉県総支部連合会		1	500	000	R3. 1. 29	千葉県千葉市中央区中央4-3-5	
立憲民主党本部		3	000	000	R3. 2. 19	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	500	000	R3. 4. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		2	000	000	R3. 6. 21	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党千葉県総支部連合会			200	000	R3. 7. 12	千葉県千葉市中央区中央4-3-5	
立憲民主党本部		5	000	000	R3. 7. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党本部		1	000	000	R3. 10. 12	東京都千代田区永田町1-11-1	
こ の 頁 の 小 計			15	200	000		
合 計			15	200	000		



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
野坂孝市			20,000	R3. 4. 22	千葉県松戸市五香南2-30-6	会社員	
この頁の小計			20,000				
その他の寄附			0				
合計			20,000				

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費				3,197,130					
	(2) 光 熱 水 費				424,758					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2,385,130					
	(4) 事 務 所 費				3,860,994					
	小 計 ((1)~(4))				9,868,012					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費				1,086,058					
	(2) 選 挙 関 係 費				950,000					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				6,545,236					
	(内訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費				4,594,867					
	イ 宣伝事業費				1,950,369					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費				0					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				58,500					
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 ((1)~(6))				8,639,794					うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計				18,507,806					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気料	十億	百万	千円	R3. 1. 27	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			12,037	R3. 1. 27	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			23,307	R3. 2. 25	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			10,801	R3. 2. 25	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			20,747	R3. 2. 25	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			12,553	R3. 3. 29	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			20,096	R3. 3. 29	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			11,460	R3. 4. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			17,077	R3. 4. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			10,918	R3. 5. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			14,447	R3. 5. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			12,112	R3. 6. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			12,986	R3. 6. 28	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			14,672	R3. 7. 29	東京電力エナジーパートナー (株)	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計			193,213				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
電気料			15,131	R3. 7. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			13,186	R3. 8. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			19,957	R3. 8. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			16,895	R3. 9. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			19,147	R3. 9. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			15,024	R3. 10. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			20,526	R3. 10. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			26,453	R3. 11. 26	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			11,292	R3. 12. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			17,597	R3. 12. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計			175,208				
その他の支出			56,337				
合計			424,758				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
自動車税			58,600	R3. 5. 19	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
自動車車検代			181,000	R3. 6. 25	(株) ハンズ カーセブン松戸中央店	千葉県松戸市緑ヶ丘1-3-4	
PC用品代			13,018	R3. 7. 7	株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
自動車保険料			110,110	R3. 7. 26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	
自動車修理代（センサー交換代）			27,060	R3. 7. 30	(株) ハンズ カーセブン松戸中央店	千葉県松戸市緑ヶ丘1-3-4	
カーナビ代			15,220	R3. 8. 23	三金商事株式会社	大分県大分市碩田町3丁目1-35	
自動車修理代			27,170	R3. 11. 4	(株) ハンズ カーセブン松戸中央店	千葉県松戸市緑ヶ丘1-3-4	
この頁の小計			432,178				
その他の支出			15,962				
合計			448,140				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費(消耗品費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
ガソリン代			71,483	R3. 1. 15	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			38,761	R3. 2. 19	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			52,271	R3. 3. 13	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			65,163	R3. 4. 16	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			61,745	R3. 5. 13	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			55,714	R3. 6. 18	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			55,288	R3. 7. 9	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			69,313	R3. 8. 16	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			69,521	R3. 9. 18	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			68,478	R3. 10. 15	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			20,120	R3. 11. 10	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			57,117	R3. 12. 15	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
コピー機使用料			29,157	R3. 1. 25	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
この頁の小計			714,131				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費(消耗品費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー機使用料			30,340	R3. 2. 24	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			16,735	R3. 3. 23	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			22,924	R3. 4. 23	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			14,479	R3. 5. 24	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			14,813	R3. 6. 23	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			18,275	R3. 7. 26	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			69,036	R3. 8. 23	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			39,141	R3. 9. 24	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			129,712	R3. 10. 25	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー機使用料			104,973	R3. 11. 10	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
事務用品代			100,922	R3. 1. 25	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			54,340	R3. 3. 23	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			24,212	R3. 6. 23	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
この頁の小計			639,902				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費(消耗品費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務用品代			19,101	R3. 7. 26	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			119,162	R3. 8. 23	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			66,972	R3. 9. 24	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			58,658	R3. 10. 25	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			10,128	R3. 11. 24	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
インク代			18,150	R3. 9. 14	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
ウォーターサーバー水代			15,444	R3. 11. 8	INTEX株式会社	千葉県松戸市西馬橋3-48-5	
この頁の小計			307,615				
その他の支出			275,342				
合計			1,936,990				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			220,000	R3. 1. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 2. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 3. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 4. 23	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 5. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 6. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 7. 21	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 8. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 10. 25	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃更新料			220,000	R3. 11. 26	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 11. 26	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,000	R3. 12. 24	T-ITマネジメント（株）	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
駐車場代			10,010	R3. 1. 4	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
この頁の小計			2,650,010				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。ちゅうしやちゆ

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			20,000	R3.1.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			10,010	R3.2.1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			20,000	R3.2.8	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			10,010	R3.3.1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			20,000	R3.3.8	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			10,010	R3.4.1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			20,000	R3.4.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			20,000	R3.5.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			10,010	R3.5.10	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			10,010	R3.6.1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			20,000	R3.6.7	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			10,010	R3.7.1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			20,000	R3.7.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
この頁の小計			200,060				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			10,010	R3.8.2	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			40,000	R3.8.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			50,000	R3.9.6	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
駐車場代			40,000	R3.11.8	アセッツ松戸管理組合	千葉県松戸市岩瀬153-1	
この頁の小計			140,010				
その他の支出			42,130				
合計			3,032,210				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
放送受信料			23,989	R3. 2. 26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
はがき代			25,200	R3. 3. 11	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			49,189				
その他の支出			189,849				
合計			239,038				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
党員・サポーター代	十億	百万	千 円 529,100	R3. 10. 14	立憲民主党千葉県総支部連合会	千葉県千葉市中央区中央4-3-5	
監査報酬			50,000	R3. 12. 15	ときわ綜合法律事務所	千葉県松戸市本町18番地の4 NBF松戸ビル5階	
この頁の小計			579,100				
その他の支出			10,646				
合計			589,746				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(行事・会議費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
昼食代	十億	百万	千	円	R3.1.9	ピザハット松戸上本郷店	千葉県松戸市仲井町2-40 喜弘ビル1F	
昼食代			11,502		R3.3.22	レストランテ ミオー松戸	千葉県松戸市松戸1230-1 ピアザビル7階	
案内状郵送代			24,948		R3.4.15	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
案内用はがき代			18,900		R3.6.17	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
案内用はがき代			18,900		R3.7.12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
案内用はがき代			18,900		R3.8.16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
案内用はがき代			18,900		R3.9.7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			125,030					
その他の支出			76,488					
合計			201,518					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (旅費交通費)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
レンタカー代(1台)	十億	百万	千	円	297,000	R3.6.18	日本催事株式会社	千葉県松戸市横須賀二丁目18番地の12	
レンタカー代(2台)					418,000	R3.10.10	日本催事株式会社	千葉県松戸市横須賀二丁目18番地の12	
宿泊代					20,300	R3.10.11	東横INN松戸駅東口	千葉県松戸市松戸1242番地の1	
この頁の小計					735,300				
その他の支出					130,600				
合計					865,900				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(選挙宣伝費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
選挙用ハガキ作成費 (2万枚)	十億	百万	千	円	R3. 10. 12	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
選挙用ビラ作成費 (4万枚)					R3. 10. 12	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
A1ポスター代 (1000枚)					R3. 10. 12	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input checked="" type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷・発送代)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
立憲民主号外版印刷代	十億	百万	千	円	R3. 1. 5	(有)おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6
立憲民主号外版新聞折り込み代			518,572		R3. 1. 5	株式会社 地域新聞社	千葉県船橋市湊町1-1-1 朝日生命船橋湊町ビル5階
立憲民主号外版郵送代			182,970		R3. 1. 12	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版郵送代			30,744		R3. 1. 13	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版印刷代			568,150		R3. 7. 7	(有)おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6
立憲民主号外版郵送代			142,254		R3. 7. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版郵送代			201,033		R3. 7. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版郵送代			169,155		R3. 7. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版郵送代			61,476		R3. 7. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版新聞折り込み代			514,355		R3. 7. 9	株式会社 地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F
立憲民主号外版印刷代			672,650		R3. 9. 14	(有)おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6
立憲民主号外版郵送代			235,194		R3. 9. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
立憲民主号外版郵送代			150,765		R3. 9. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
この頁の小計			3,931,318				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input checked="" type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷・発送代)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
立憲民主号外版郵送代	十億	百万	千	円	R3. 9. 27	立憲民主号外版郵送代	東京都千代田区大手町2-3-1	
立憲民主号外版新聞折り込み代			513,992		R3. 11. 8	株式会社 地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F	
この頁の小計			641,786					
その他の支出			21,763					
合計			4,594,867					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝広告費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
A1 2連ポスター印刷代	十億	百万	千	円	R3. 2. 15	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
ビラ印刷代			230,000		R3. 3. 11	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
動画撮影代			88,900		R3. 4. 23	横須賀裕治	茨城県日立市滑川本町1-12-13	
動画撮影代			106,680		R3. 5. 25	横須賀裕治	茨城県日立市滑川本町1-12-13	
両面テープ代			27,550		R3. 6. 14	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16	
事務所用ユニホーム代			14,080		R3. 7. 30	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	
動画撮影代			106,160		R3. 8. 5	横須賀裕治	茨城県日立市滑川本町1-12-13	
事務所用ポロシャツ代			12,065		R3. 8. 23	ジャックス・ペイメント・ソリューションズ(株)	東京都品川区東品川4-12-1	
A1 2連ポスター印刷代			300,000		R3. 9. 1	サンロウタス倶楽部	千葉県松戸市松戸新田490-12-101	
プラダン代			11,880		R3. 9. 3	(株)アイリスプラザ ユニディ松戸ときわ平店	千葉県松戸市牧の原2番地の38	
動画撮影代			15,560		R3. 10. 5	横須賀裕治	茨城県日立市滑川本町1-12-13	
ビラ印刷代			121,000		R3. 10. 8	(有)おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6	
パンフレット印刷代			265,650		R3. 11. 12	(有)おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6	
この頁の小計			1,613,025					
その他の支出			101,890					
合計			1,714,915					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。





(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (寄附金)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
寄附	十億	百万	千	円	R3.10.15	安藤淳子後援会	千葉県松戸市上本郷2735	
			30	160				
この頁の小計			30	160				
その他の支出			28	340				
合計			58	500				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

**全団体必要**

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 3 / 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第6区総支部**

会計責任者の氏名 **福島 靖男**



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 ( 印 ) )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

**全団体必要**

# 政治資金監査報告書

令和4年 3 月 25 日

立憲民主党千葉県第6区総支部

代表 生方 幸夫 殿

登録政治資金監査人

吉田 要介



登録番号 第 3313 号

研修修了年月日 平成21年12月18日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第6区総支部の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

- (4) 私は、本件監査を立憲民主党千葉県第6区総支部（千葉県松戸市岩瀬153-1アセツ松戸1階）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

立憲民主党千葉県第6区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上